

島本町立第一中学校学校協議会設置要項

(設置)

第1条 島本町立第一中学校に学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(趣旨及び目的)

第2条 協議会は、保護者や地域住民の意向を把握し、学校教育活動に反映させることにより開かれた学校づくりを進めるために設置する。

2 協議会は、校長の求めに応じ保護者や地域住民等が参加して多様な観点から意見交換や提言を行うことにより、保護者や地域住民等の学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校教育活動の改善、生徒の生きる力の育成に資することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、校長の求めに応じて、次の各号について意見交換や提言を行う。

- (1) 学校教育活動全般に関すること。
- (2) 学校の特色づくりの方策等に関すること。
- (3) 前2号のほか、前条の趣旨を実現するために必要なこと。

(委嘱)

第4条 協議会は、学校教育に対する理解と識見のある保護者や地域住民、有識者等から校長が委嘱した委員をもって構成する。

2 委員の人数は、10名以内とする。

(任期等)

第5条 委員の任期は1年とし、校長の判断で再任は可能。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別の事情がある場合、校長は任期の途中で委員を解任することができる。

(会議の運営等)

第6条 委員の中から会長を互選する。

2 会長は、校長と協議の上、会議を召集する。

3 会長は、校長や委員の提示した協議議題について、意見交換や提言を行うために会議を運営する。

4 校長は、会長の求めに応じ協議事項について説明し、意見を述べることができる。

5 協議会は必要に応じ、校長の同意を得て、委員以外から意見を聴取することができる。

6 校長は、協議会で出された意見や提言について校内で検討し、その結果を協議会に説明する。

7 校長は、協議事項や協議会で出された意見・提言について、保護者や地域社会に広く情報提供を行う。

8 協議会は、少なくとも各学期に1回以上開催する。

9 協議会は、原則として公開とする。ただし、学校運営への支障やプライバシーの侵害の恐れがある等の場合は、非公開とすることができる。

10 校長は、委員の委嘱や協議会の運営について、必要に応じ島本町教育委員会事務局と協議を行う。

(守秘義務)

第7条 校長は、委員に対して、協議会において知り得たことについて守秘義務を課すことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を本校に置き、協議会に関する庶務を行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成15年6月12日から施行する。

附則（平成17年10月2日改正）

改正規定第5条第1項は平成18年4月1日から実施する。

附則（平成18年5月26日改正）

改正規定第4条第2項は平成18年4月1日から実施する。

附則（令和2年4月1日改正）

改正規定第5条第1項は令和2年4月1日から実施する。

島本町立第一中学校 学校協議会傍聴規則

1、傍聴の許可

会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入し、会長の許可を受けなければならない。

2、傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認めた者

3、傍聴人数の制限

会長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

4、傍聴人の行為の制限

傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 議事を録音すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

5、傍聴人の退場

傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、すみやかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。